

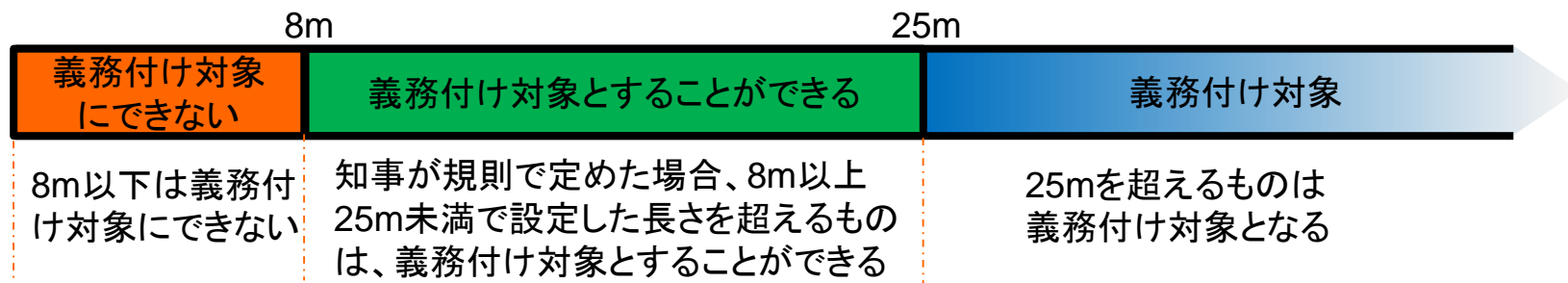
# ブロック塀等の耐震診断義務付け制度(案) 〔帰宅困難者対策〕について

---

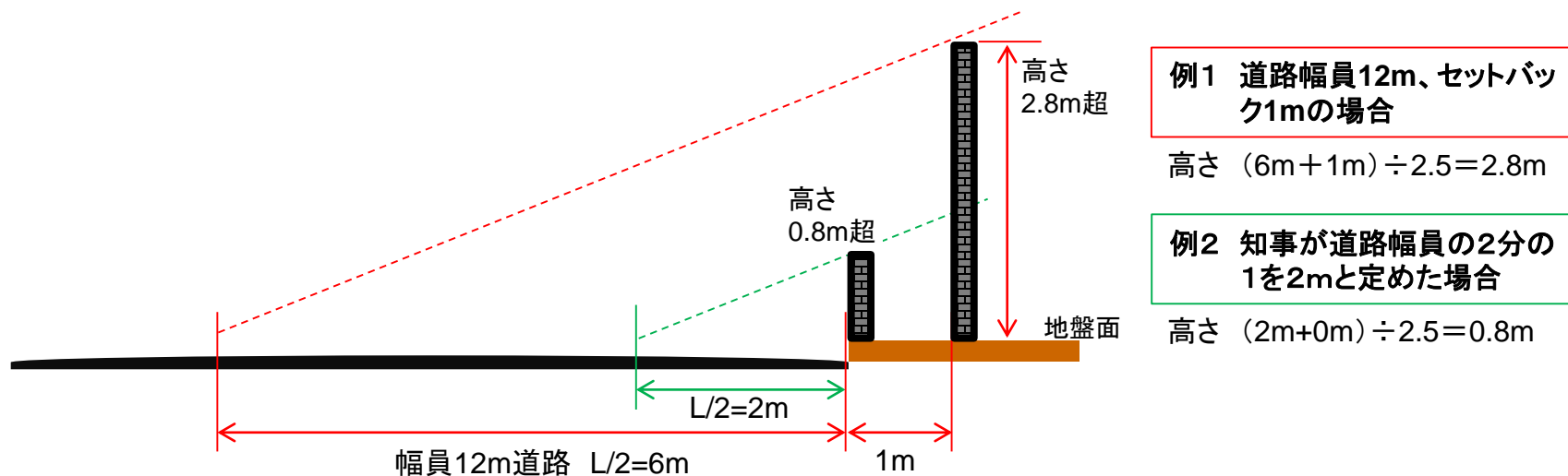
# 義務付け対象となるブロック塀等の規模

根拠: 耐震改修促進法 政令第4条第2号

**「長さ」** その前面道路に面する部分の長さが25メートル(これによることが不相当である場合として知事等が規則で定める場合においては、8メートル以上25メートル未満の範囲)を超えるもの



**「高さ」** その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離(これによることが不相当である場合として知事等が規則で定める場合においては、2メートル以上の範囲)を加えた数値を2.5で除して得た数値を超えるもの



# (参考) 数値の根拠について

○ 国土交通省資料より

**対象となる塀の高さ**  
(地方公共団体が別途定める場合の下限**80cm**)

- 塀が倒壊し、胸部が強く圧迫された場合、その衝撃や窒息により、生命に重大な影響を及ぼすおそれがある。
- 単独での避難が想定される**小学校1年生**(6~7歳)の**胸部の平均高さ**は約**80cm**。
- また、建築基準法上、原則として、**道路の最小幅員は4m**とされており、この**過半を閉塞する塀の高さは80cm超**。

**対象となる塀の長さ**  
(原則**25m超**)  
(地方公共団体が別途定める場合の下限**8m超**)

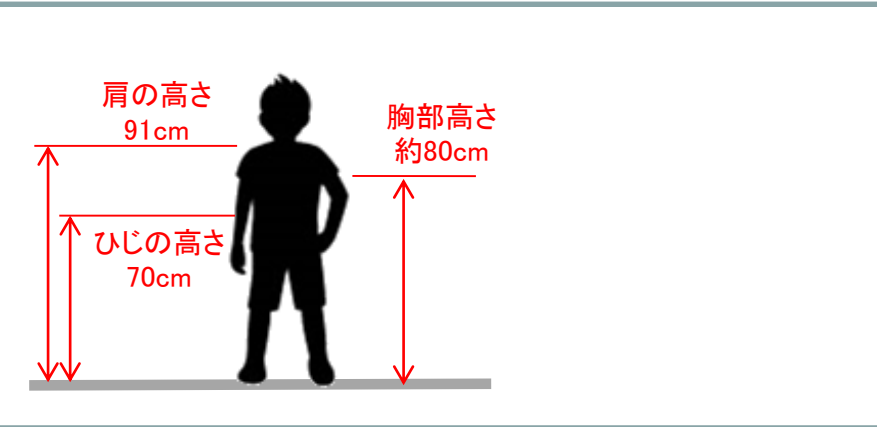
- 過剰規制とならないよう、**通常の戸建て住宅等の塀が対象外となる25m**を国が定める義務付け対象の長さとする。
- 地方公共団体が別途義務付け対象となる長さを定める場合であっても、**狭小敷地の戸建て住宅等の塀を対象外とするため、8m超の長さの塀から義務付け可能**とする。

**6~7歳児の身体寸法**

けんぼう
とうこつ

平均肩峰高(=肩の高さ)が**91cm**、平均橈骨点高(=ひじの高さ)が**70cm**※であることから、胸部高さは約**80cm**と推計される。

※「子どもの身体寸法データベース」  
 ((一社)日本機械工業連合会, 2008)



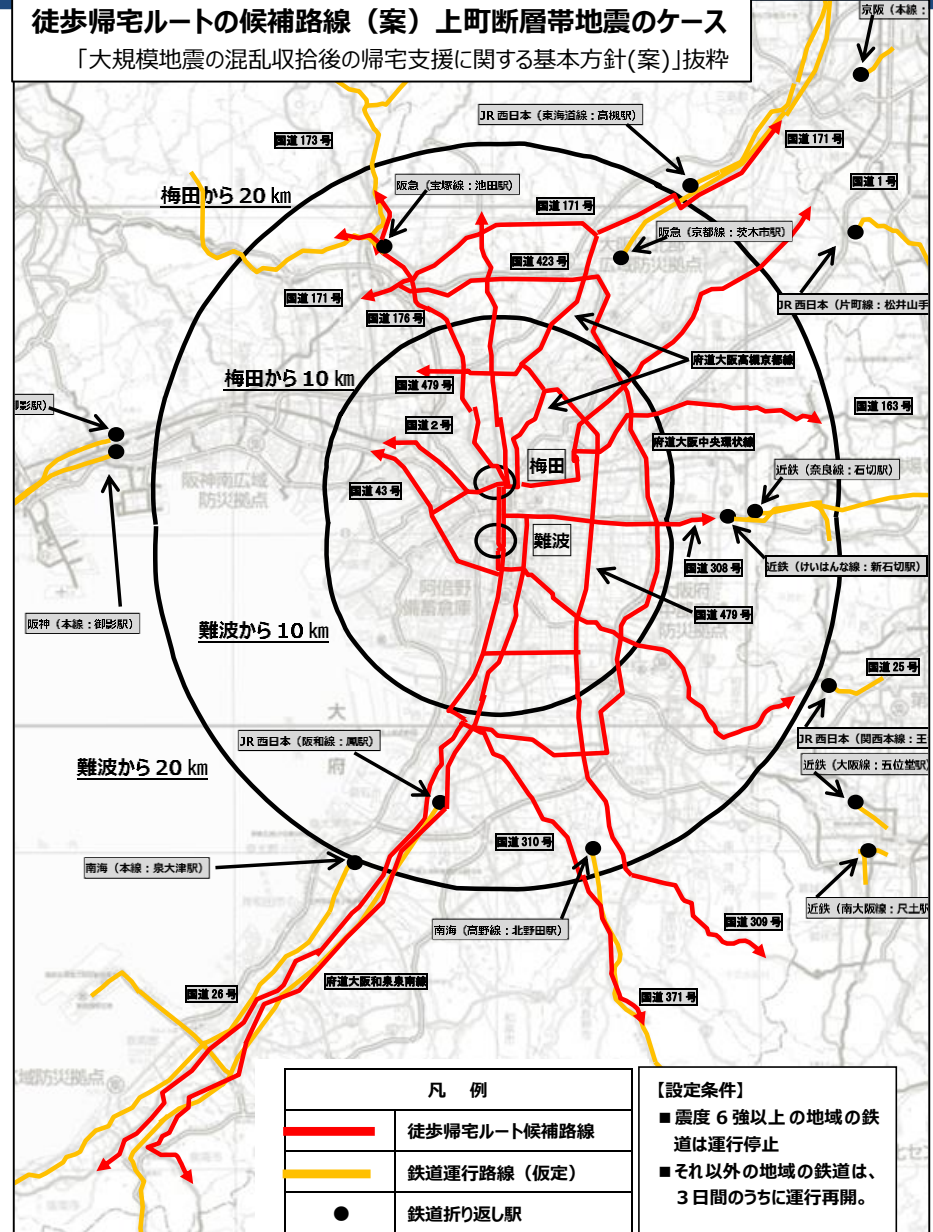
# 帰宅困難者対策 ～徒歩帰宅ルートについて

## 「大規模地震の混乱収拾後の帰宅支援に関する基本方針(案)」 (平成29年12月 大阪府域帰宅困難者支援に関する協議会) より抜粋

- 府県域を越えて、通勤や通学等をする人が多いことから、帰宅困難者対策についても、広域での調整が必要であり、関西広域連合の構成府県・政令市が連携して取り組むことが必要である。
- 一斉帰宅に伴う混乱を回避させるため、大都市圏においては、発災後は、帰宅困難者や都心部等における滞在者自身の安全を確保することと併せ、まずは、「むやみに移動を開始しない」という、一斉帰宅を抑制させるための取組みが必要となる。
- 混乱収拾時以降、徒歩帰宅ルートについては、災害時に安全に通行できるよう耐震対策などが実施されている幹線道路などを設定することが望ましい。しかしながら、こうした幹線道路は、救命・救助活動や緊急輸送活動の中心となる道路でもあり、緊急車両の通行が優先されることも想定される。このことから、徒歩帰宅ルートについては、道路の被災状況や応急活動の状況等を踏まえ、関係機関が協議の上、設定することとする。  
 <徒歩帰宅ルートの設定基準>  
 災害時に通行機能が確保されるよう耐震対策などを講じている幹線道路を中心に、道路の被災状況や応急活動の状況等を踏まえ、関係機関が協議の上、放射路線と環状路線を設定する。
- 自力での徒歩帰宅が困難な方に対しては、バス等の代替輸送により、自宅まで円滑に帰るための支援を行うこととする。

※「徒歩帰宅ルートの候補路線(案)」  
 「大阪府域帰宅困難者支援に関する協議会」がH29.12に「大規模地震の混乱収拾後の帰宅支援に関する基本方針(案)」で示したものの、「大阪府地域防災計画」で定めている広域緊急交通路の中から設定されている。

## 徒歩帰宅ルートの候補路線(案) 上町断層帯地震のケース 「大規模地震の混乱収拾後の帰宅支援に関する基本方針(案)」抜粋

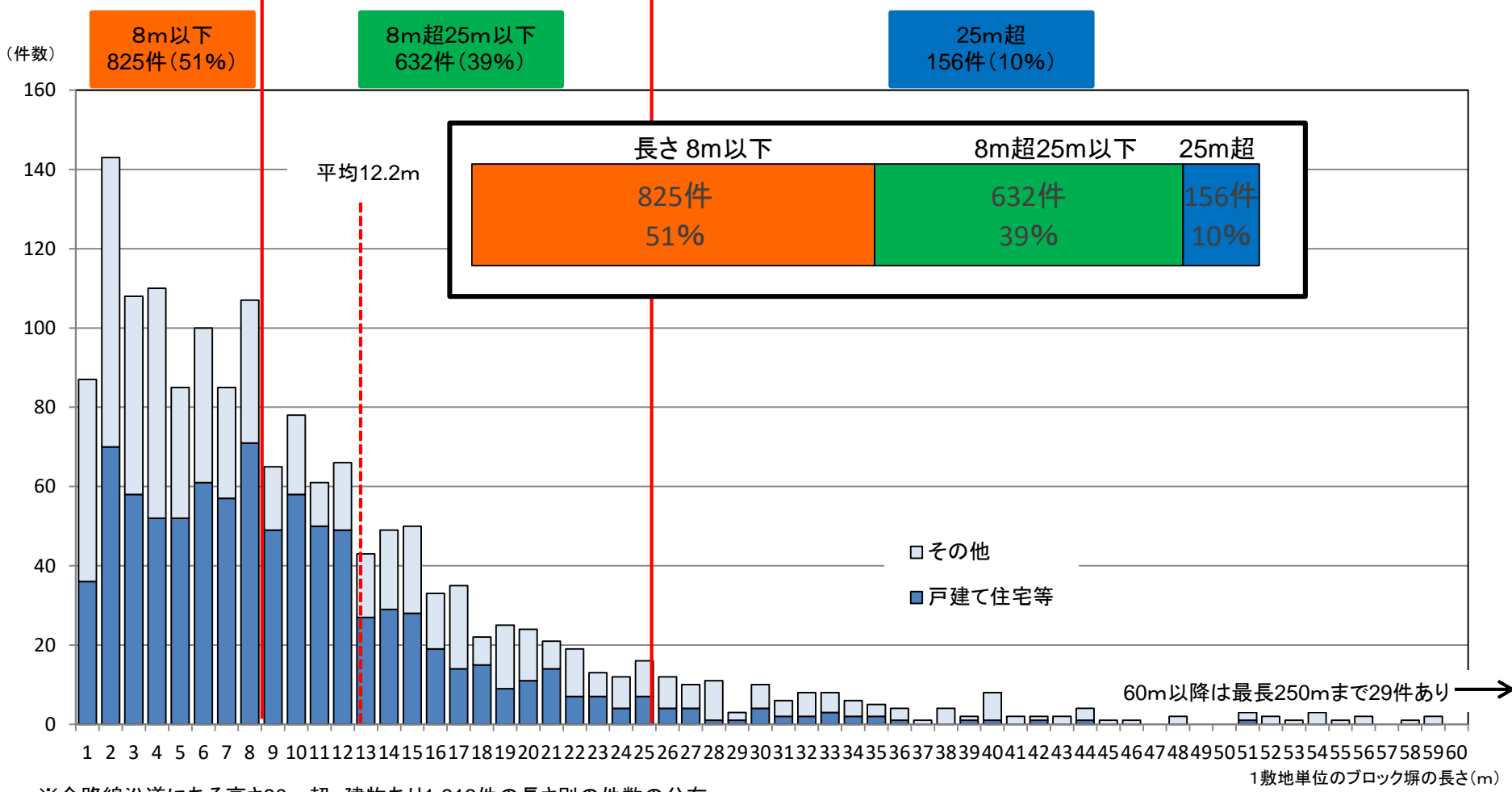


# 府内所管行政庁意見

- 住宅用途のものが多く等を理由にブロック塀等の安全対策は義務付け制度以外で考えている。
  - 診断義務付けよりも、除却補助を活用すべき。そのために今年度で終わる府補助を延長すべき。
  - 診断を義務付けるのであれば、除却を進める有効なツールとして活用すべき。
- 
- 市として義務付け制度に意欲をもって臨んだが、調査した結果、住宅用途のものが多く、制度創設するか再検討中。
  - 青空駐車場等、建物が無い塀は対象外となり、避難路の確保につながらない。
  - 高さを下げる必要はないのではないか。建物は道路をふさぐかどうかの話だった。ブロック塀が80cmで道路をふさぐのか。
  - 今義務付けている路線の耐震化も終わっていないのに、新たに追加すれば耐震化が遅れるのではないか。
  - 府として、徒歩帰宅ルート機能確保のため、全ブロック塀に対して義務付け制度以外になにをするのか。
  - 義務付けで所有者に負担をかけるよりも、撤去の補助制度を活用すべき。
  - 診断が目的ではなく、危険なブロック塀の撤去が目的。診断するのは遠回りになるのではないか、診断に補助金を使うより撤去に使う方が良いのではないか。
  - 診断にお金と時間をかけるより個別指導等で除却を進める方が良い。今年度で終わる府の除却補助を延長する方が良い。
  - ブロック塀の撤去を進めるために義務付け制度が有効なツールとして機能するか。
  - 報告期限が1年半だと所有者には診断するよう言わなければならないが、期限が3～5年あると今のうちに撤去するように言える。義務付け制度は除却を進めるツールとして使えるようにしないとイケない。
  - 義務付け対象は補助額の上限を上げる、補助金を拡充して報告期限前に撤去してもらおう等、補助拡充のテコとして活用できるのであればよい。

# ブロック塀等の件数（長さ × 用途）

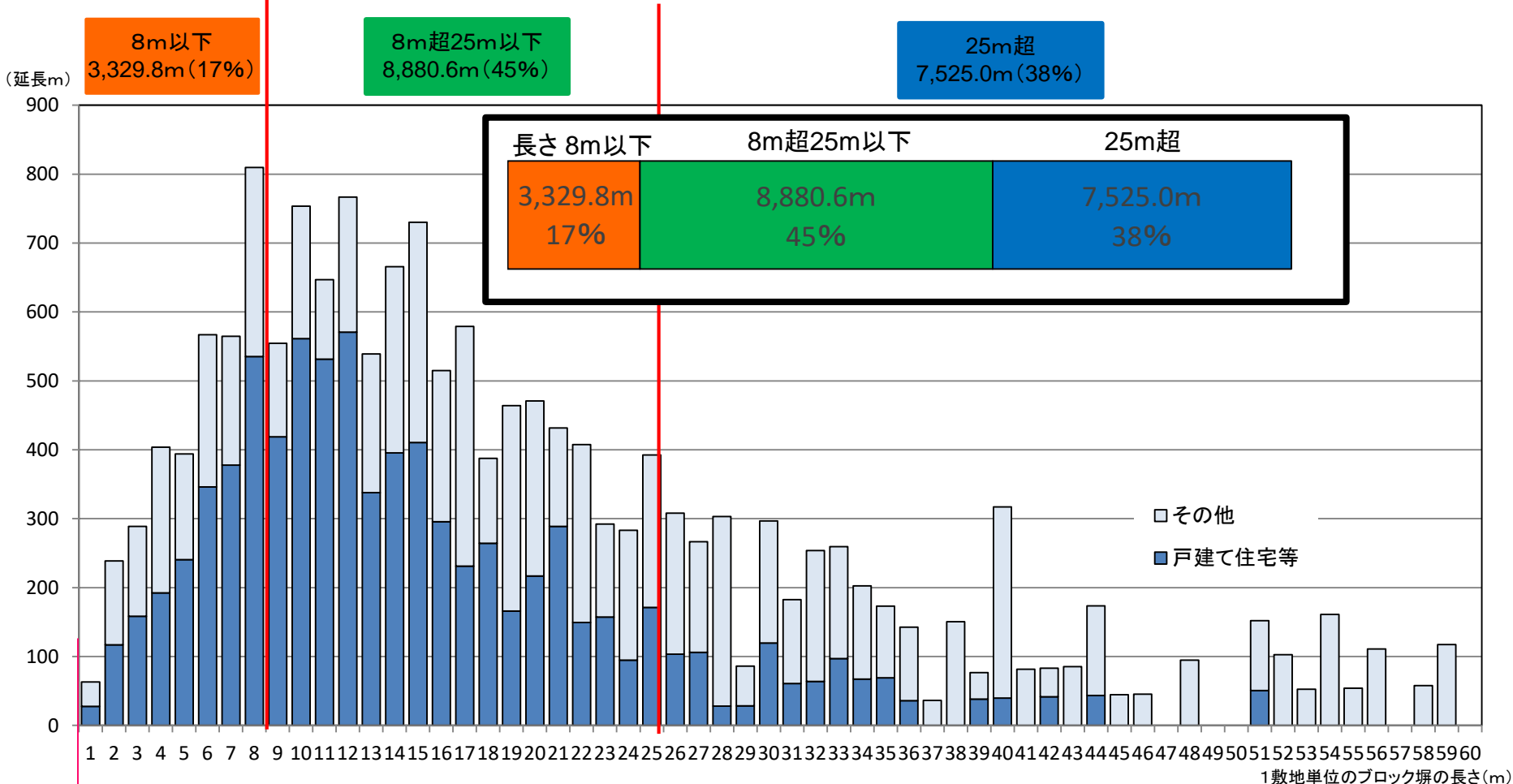
- 全「徒歩帰宅ルート候補路線(案)」沿道にある高さ0.8m超のブロック塀等のうち、長さが8m以下のものが過半を占める。
- 戸建て住宅等のブロック塀等はどの長さ区分にも存在する。



※全路線沿道にある高さ80cm超、建物あり1,613件の長さ別の件数の分布

# ブロック塀等の延長（長さ × 用途）

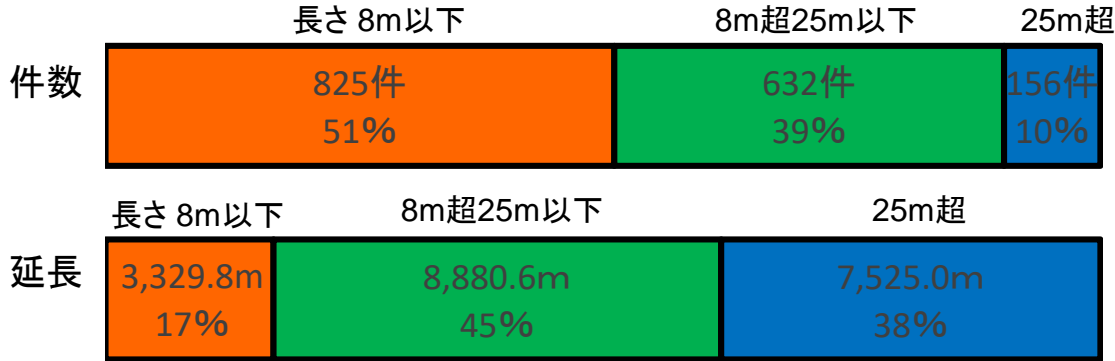
- 全「徒歩帰宅ルート候補路線(案)」沿道にある高さ0.8m超のブロック塀等の総延長は19,735.4m。
- 件数では過半であった8m以下のものを延長に換算すれば全体の2割以下となる。



# ブロック塀等の現状(実態調査結果)

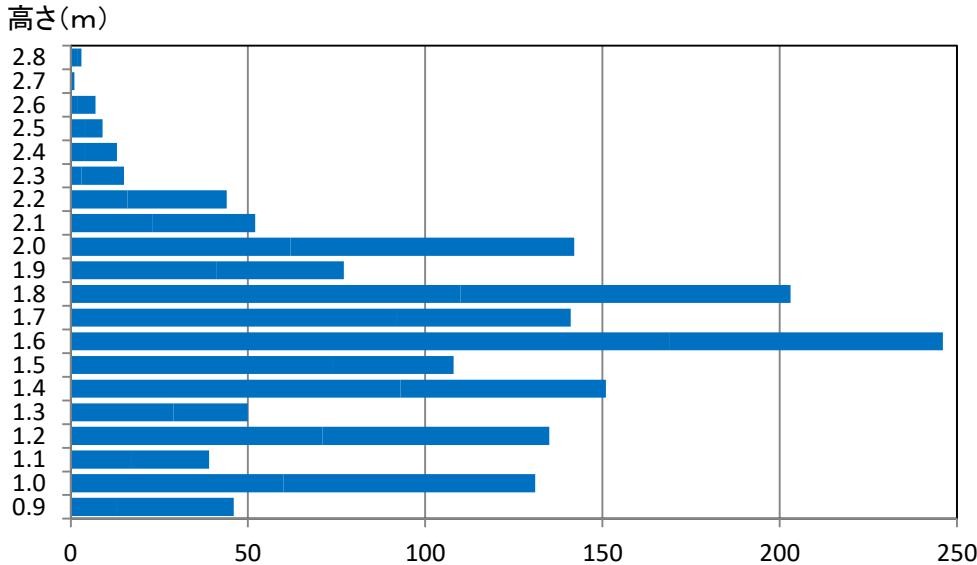
## 長さ別割合

○8m以下のブロック塀等は件数では過半だが、延長では2割程度。



## 高さ別件数

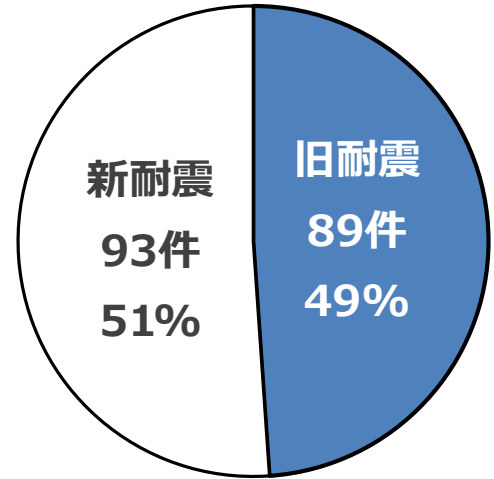
○高さは1.6mのものが最も多い。



## 建設年度

○旧耐震のものは5割程度。

既指定路線のブロック塀等がある建物のうち、建築計画概要書等で建設年度を特定できた182件の内訳





# 指定路線案別ブロック塀等の現状

○ どの案であっても義務付け対象となりうるブロック塀等の長さの割合に大きな違いはない。

**【案1】**  
既指定路線のみ

756件(100%)

長さ \ 高さ	長さ		
	8m以下 397件 (52.5%)	8m超 25m以下 261件 (34.5%)	25m超 98件 (13.0%)
算定式超 24件 (3.2%)	18	4	2
算定式以下 0.8m超 732件 (96.8%)	379	257	96

義務付け対象(最大)  
359件  
(47.5%)

**【案2】**  
既指定路線 +  
各方面、折り返し駅をカバー

907件(100%)

長さ \ 高さ	長さ		
	8m以下 470件 (51.8%)	8m超 25m以下 324件 (35.7%)	25m超 113件 (12.5%)
算定式超 46件 (5.1%)	33	11	2
算定式以下 0.8m超 861件 (94.9%)	437	313	111

義務付け対象(最大)  
437件  
(48.2%)

**【案3】**  
既指定路線 +  
全徒歩帰宅ルート候補路線

1,613件(100%)

長さ \ 高さ	長さ		
	8m以下 825件 (51.1%)	8m超 25m以下 632件 (39.2%)	25m超 156件 (9.7%)
算定式超 123件 (7.6%)	73	47	3
算定式以下 0.8m超 1,490件 (92.4%)	752	585	153

義務付け対象(最大)  
788件  
(48.9%)

# 補助制度(国制度による)

○ 診断義務付け対象のブロック塀等については、国の補助制度を活用することで、耐震診断は所有者負担なし、除却等は1/5の負担で可能。

## 診断義務付け対象

### 耐震診断

国 1/2	府 1/2
----------	----------

### 除却・建替え・改修

国 2/5	府 2/5	所有者 1/5
----------	----------	------------

## 義務付け対象以外

### 耐震診断

国 1/3	府 1/3	所有者 1/3
----------	----------	------------

### 除却・建替え・改修

国 1/3	府 1/3	所有者 1/3
----------	----------	------------

標準的な費用として国土交通大臣が定める額  
 延長10m未満:5,000L(円)  
 延長10m以上:48,000+200L(円) L:延長

限度額(耐震診断、除却等の合計)    80,000L (円)

※ 義務付け制度とは別に市町村の除却補助に府は今年度まで補助を実施